

**「野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)」の
設定来(2012年2月28日設定)の運用状況について**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村DC運用戦略ファンド(愛称:ネクスト10)」(以下、ファンド)の設定来(2012年2月28日設定)の運用状況についてご案内いたします。

ファンドの基準価額は、2013年5月2日に10,687円まで上昇しましたが、その後下落基調となり、2013年6月21日現在10,090円となりました。以下で、基準価額の下落要因についてご説明いたします。

＜設定来(2012年2月28日設定)の基準価額の推移＞

期間:2012年2月28日(設定日)～2013年6月21日、日次



・上記期間で2013年2月18日に5円の分配金実績がございます。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

＜ファンドの資産内容の推移＞

	資産別構成比率※				為替予約等を含めた 実質円比率
	先進国債券	新興国債券 (米ドル建て)	新興国債券 (現地通貨建て)	その他の 資産	
2013年4月末	67.6%	22.3%	7.7%	2.4%	101.7%
2013年5月末	64.8%	23.8%	9.9%	1.5%	99.2%
2013年6月21日現在	69.1%	22.3%	7.2%	1.3%	99.9%

※各投資対象資産に属するマザーファンドの組入比率を表示したものです。
「野村マネー マザーファンド」はその他の資産に含まれます。

— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

◆2013年5月のパフォーマンス要因

ファンドの基準価額は263円の下落となりました。主な基準価額の変動要因はそれぞれ概算で先進国債券-98円、新興国債券(米ドル建て)-101円、新興国債券(現地通貨建て)-16円、為替要因等-37円でした。

4月に低下した先進国債券の利回りは、5月に入り米国の量的金融緩和の出口戦略が意識されたことなどから上昇(価格は下落)しました。先進国債券の利回りが上昇する局面でクッションの役割を期待していた新興国債券(米ドル建て)のスプレッド(米国債に対する上乗せ金利)も縮小しなかったため、新興国債券(米ドル建て)も価格が下落しました。また、新興国債券(現地通貨建て)も利回りが上昇し、新興国通貨を米ドルなどで代替ヘッジしていたことも米ドルが相対的に高かったことからマイナスに影響しました。

・上記の基準価額の変動要因は、一定の仮定のもとに委託会社が試算したものであり、基準価額騰落額の要因を円貨にて表示しております。

当資料は、ネクスト10に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびREIT(不動産投資信託証券)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【ご参考資料】

◆2013年6月のパフォーマンス要因(6月21日まで)

ファンドの基準価額は311円の下落となりました。主な基準価額の変動要因はそれぞれ概算で先進国債券-97円、新興国債券(米ドル建て)-146円、新興国債券(現地通貨建て)-26円、為替要因等-33円でした。

5月から上昇傾向にあった先進国債券利回りは、6月半ばに入り低下する場面もあったものの、6月19日の米連邦準備理事会(FRB)議長の量的金融緩和を年内に縮小する用意があるとの発言を受け、債券利回りは再び上昇し、先進国・新興国の債券への投資が大きなマイナス要因となりました。また、引き続き新興国通貨を米ドルなどで代替ヘッジしていたことも米ドルが相対的に高かったことからマイナスに影響しました。

・上記の基準価額の変動要因は、一定の仮定のもとに委託会社が試算したものであり、基準価額騰落額の要因を円貨にて表示しております。

<主要組入債券の利回り推移:市場指数ベース>

	先進国債券 (除く日本)	新興国債券 (米ドル建て)	新興国債券 (現地通貨建て)
2013年4月末	1.40%	4.64%	5.23%
2013年5月末	1.61%	5.22%	5.76%
2013年6月20日現在	1.83%	6.04%	6.50%

先進国債券(除く日本):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債券(米ドル建て):JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス

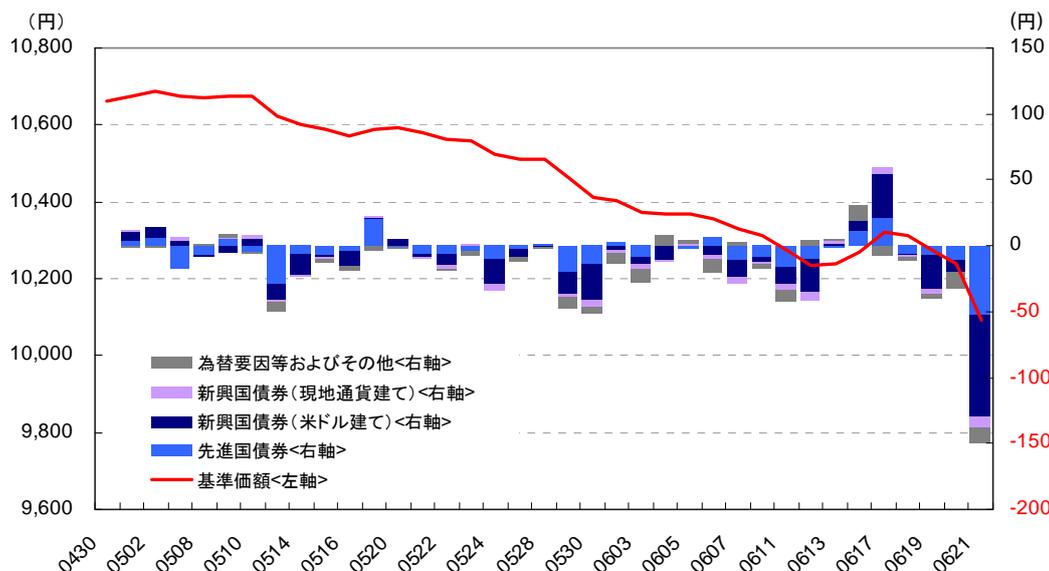
新興国債券(現地通貨建て):JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

(出所)ブルームバーグ等のデータを基に野村アセットマネジメント作成

—上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

<基準価額の推移と変動要因(概算)>

期間:2013年4月30日~2013年6月21日、日次



・上記期間に分配金実績はありません。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

・基準価額の変動要因は、一定の仮定のもとに委託会社が試算したものであり、基準価額騰落額の要因を円貨にて表示しております。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

当資料は、ネクスト10に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびREIT(不動産投資信託証券)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【ご参考資料】

◆現在の投資環境と今後の運用方針について(2013年6月21日現在)

＜資産について＞

米国を中心に債券利回りは上昇していますが、利回り上昇の中長期トレンドに入ったというよりも米国の量的金融緩和の出口戦略を巡って乱高下している状況だと考えています。このような状況の中、6月19日のFRB議長の発言を受け利回りは急上昇しましたが、量的金融緩和の縮小の開始時期に関する不透明感が少し和らいだことから、債券市場は徐々に落ち着きを取り戻すと考えております。

一方、株式も新興国株は今年に入ってから、また先進国株は5月に入ってから軟調な場面が見られかつ変動が非常に大きな状態となっており、株式やREITと比較すれば債券のリスクは相対的に低く、また足元の利回りが上昇していることから債券を中心に投資を行なうことが有効と考えています。

ただし、債券利回りだけが上昇トレンドとなれば、一時的にキャッシュ比率を高めてさらにリスクを抑えた運用が考えられます。一方、株価と債券利回りの両方が中長期的な上昇トレンドとなれば、株式、REITの資産を徐々に組み入れた運用が考えられます。現在はその分岐点にあると思われるため、市場動向については細心の注意を払ってまいります。

＜通貨について＞

昨年秋以降円安が進んだものの、足元は方向感がなく変動だけが大きい状況となっています。一方、ヘッジコストは引き続き安い状態にあり、外貨建て資産に対する為替ヘッジを外して、為替リスクを取りにいくという環境にあるとは考えていません。したがって、外貨建て資産に対しての対円で為替ヘッジ比率(代替ヘッジを含みます。)を高位とすることで、実質的な外貨比率を抑えた状態を維持する方針です。

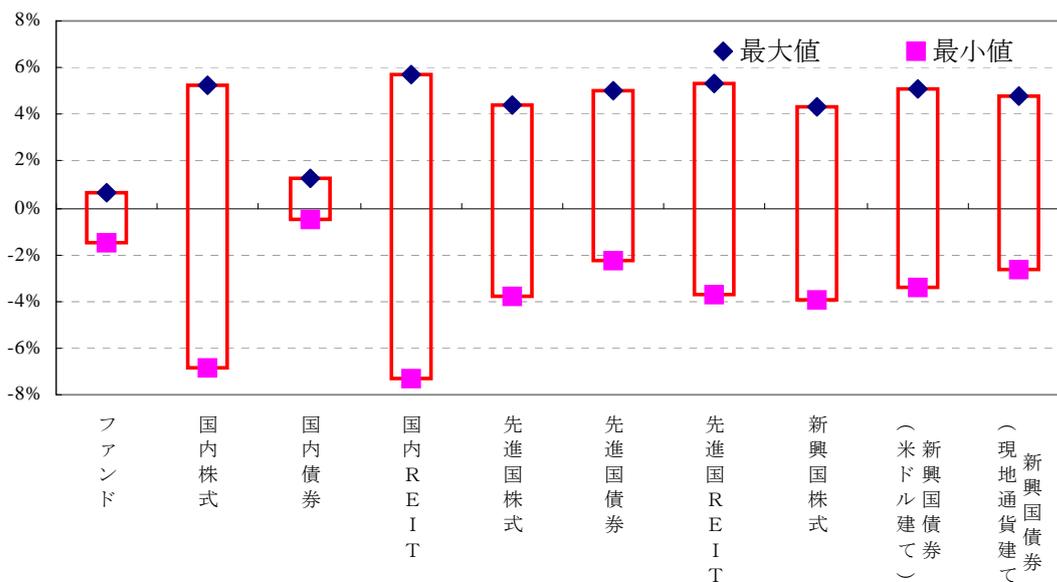
資産・通貨とも変動が大きい環境となっていますが、引き続きリスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ収益を獲得することを目指してまいります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。

以上

＜(ご参考)ファンドおよび各マザーファンド※の日次騰落率の最大値/最小値＞

期間:2012年2月28日～2013年6月21日、日次



※国内株式:「国内株式マザーファンド」、国内債券:「国内債券マザーファンド」、先進国株式:「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、先進国債券:「外国債券マザーファンド」、新興国株式:「新興国株式マザーファンド」、新興国債券(米ドル建て):「新興国債券マザーファンド」、新興国債券(現地通貨建て):「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、国内REIT:「J-REITインデックス マザーファンド」、先進国REIT:「海外REITインデックス マザーファンド」

—上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

当資料は、ネクスト10に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびREIT(不動産投資信託証券)等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建て資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

1.投資方針

運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行いません。一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」(上下変動の程度)を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。

2.主要投資対象

国内および外国(新興国を含む)の株式、国内および外国(新興国を含む)の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象※とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(以下の投資制限を設けます)

- ・実質的な内外の株式およびREITへの投資比率は純資産総額の50%以内
- ・実質的な外貨のエクスポージャーは純資産総額の50%以内
- ・為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を獲得する目的(ヘッジ目的外)で活用

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2012年2月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日)。初回決算日は平成25年2月18日。

9.信託報酬

純資産総額に年1.26%(税抜年1.20%)以内の率を乗じて得た額

2013年5月14日現在 年1.26%(税抜年1.20%)

内訳(税抜):委託会社 0.60%、販売会社 0.55%、
受託会社 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

- ・ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合の、当該借入金の利息
- ・ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息
- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年2月17日(休業日の場合は翌営業日、平成25年は2月18日)に分配を行いません。分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

24.基準価額の主な変動要因等

(つづき)

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/
一般社団法人日本投資顧問業協会